

五 泉 市 条 例 第 22 号

五 泉 市 ご せ ん 桜 ア ロ マ 工 房 条 例

(設 置)

第 1 条 観 光 振 興 と 地 域 産 業 の 活 性 化 を 図 る た め 、
五 泉 市 ご せ ん 桜 ア ロ マ 工 房 (以 下 「 工 房 」 と い う 。)
を 設 置 す る 。

(名 称 及 び 位 置)

第 2 条 工 房 の 名 称 及 び 位 置 は 、 次 の と お り と す る 。

名 称	位 置
五 泉 市 ご せ ん 桜 ア ロ マ 工 房	五 泉 市 愛 宕 甲 2712 番 地 1

(指 定 管 理 者 に よ る 管 理)

第 3 条 市 長 は 、 工 房 の 管 理 に 関 す る 業 務 を 地 方 自
治 法 (昭 和 22 年 法 律 第 67 号) 第 244 条 の 2 第 3 項 に
規 定 す る 指 定 管 理 者 (以 下 「 指 定 管 理 者 」 と い う 。)
に 行 わ せ る こ と が で き る 。

2 指 定 管 理 者 は 、 次 に 掲 げ る 業 務 を 行 う も の と す
る 。

(1) 工 房 の 管 理 運 営 に 関 す る 業 務

(2) ご せ ん 桜 ア ロ マ 事 業 の 普 及 啓 発 活 動 に 関 す
る 業 務

(3) 観 光 宣 伝 活 動 に 関 す る 業 務

(4) そ の 他 観 光 及 び 産 業 の 活 性 化 を 目 的 と す る
業 務

(5) 前 各 号 に 掲 げ る 業 務 の ほ か 市 長 が 必 要 と 認
め る 業 務

(指 定 管 理 者 の 管 理 基 準)

第 4 条 前 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 指 定 管 理 者 に 工 房
の 管 理 を 行 わ せ る 場 合 に お け る 開 館 時 間 、 休 館 日
そ の 他 施 設 の 管 理 に 必 要 な 事 項 は 、 規 則 で 定 め る
も の の ほ か 、 市 長 の 承 認 を 得 て 指 定 管 理 者 が 定 め
る こ と が で き る 。

(委 任)

第 5 条 こ の 条 例 に 定 め る も の の ほ か 、 必 要 な 事 項
は 、 規 則 で 定 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 平 成 30 年 4 月 1 日 か ら 施 行 す る 。